

みんなで町制施行70周年を盛り上げよう



玉城町制施行70周年記念 町民企画事業補助金

玉城町は令和7年4月10日に町制施行70周年を迎えます。
町制施行70周年を町内全域で盛り上げ、地域の活性化を図るため、町民等で構成する団体が企画し、実施する事業に対し、補助金を交付します。

応募方法

補助対象団体

次のいずれかに該当するもの

- (1) 住民自治組織
- (2) 町内を主な活動拠点とする団体
- (3) (1)、(2)のほか、地域の活性化を目的とする団体

補助対象事業

下記(1)～(6)の全ての要件を満たすもの

- (1) 玉城町制施行70周年を記念して実施するもの
※既存事業については、事業内容を拡充した場合に限る
- (2) 補助対象者自らが主体的に実施するもの
- (3) 町内で実施するもの
- (4) 令和7年4月1日から令和8年2月28日までに実施されるもの
- (5) 町の他の補助金又は交付金の交付を受けていないもの
- (6) 法令又は条例若しくは規則に抵触しないもの

※対象外事業

- ・営利を目的とする事業
- ・宗教又は政治活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する、又は反するおそれがある事業
- ・その他町長が適当でないと認める事業

補助対象経費

事業を実施するために直接必要となる経費

(要綱別表に定めるもの)

※既存事業を拡充して実施する場合は、その拡充部分に係る経費のみ

※団体の構成員等にかかる経費や団体の運営に関する経常的な経費等は対象外

補助金の額 補助対象経費の3／4以内で、上限30万円(1,000 円未満切捨て)
 ※補助金の交付は、1団体につき1回限り

募集期間 令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)
 ※予算の範囲内で補助金額を調整する場合がありますので、予めご了承ください。
 ※4月中に事業実施を検討される場合は、別途ご相談ください。

申請方法 玉城町制施行70周年記念町民企画事業補助金交付要綱に定める
 交付申請書に、必要な書類を添えて提出
 (郵送:最終日必着、持参:平日午前8時30分～午後5時15分に提出)
 申請書等の様式は町ホームページからダウンロードできます。
 ※事業完了後も同様に、実績報告書の提出が必要です。

<流れ>

(事前相談)→申請・書類審査→交付決定→事業実施→実績報告
→補助金額の確定→請求→補助金の交付

【問合せ先】
玉城町まちづくり推進課
TEL:0596-58-8208